

公益社団法人松戸青色申告会役員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人松戸青色申告会（以下「本会」という。）の定款第26条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、事務所で勤務することを常とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本会は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は月額とし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

ただし、使用人を兼務する常勤役員は、使用人給与を支給することとする。

3 常勤役員には、賞与を支給しない。

4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

5 非常勤役員は無報酬とする。

(報酬額の決定)

第4条 本会の常勤役員に対する報酬は月額とし、総会において決定し、別表1「常勤役員の報酬額」の金額を支給する。

2 退職手当は、別表2「常勤役員退職手当算出要領」に定める計算による金額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金を控除して支給する。

(通勤費)

第6条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行うものとする。

(附則)

1. この規程は、本会が公益認定を受け、移行の登記をした日から施行する。